

2013 年度成蹊大学法科大学院入学試験問題 刑法

【問題 1】(配点：50 点)

甲の罪責に関する以下の記述について、正しい場合には、「正」と、誤っている場合には、「誤」と解答用紙の冒頭に記載した上、「正」又は「誤」の理由を簡潔に述べなさい（なお、「誤」と解答した場合で他の刑法上の犯罪が成立する場合には、その罪名も理由中で明らかにすること。）

1 甲は、O市の市街地において、Vの頭部を洗面器などで多数回殴打し、Vに重傷を負わせた上（以下「第1暴行」という。）、Vを深夜、O市から約2キロメートル離れた港の資材置場に放置した。その後、何者かが、前記資材置場において、Vの頭部を角材で殴打し（以下「第2暴行」という。）、Vは、翌日の未明に頭部の傷害により死亡した。Vを司法解剖した結果、Vは、第1暴行、第2暴行のいずれによっても、Vの死の結果を生じせしめるに足りる重大な傷害（致命傷）を負っていたことが判明した。甲には、傷害致死罪が成立する。

2 甲は、金品窃取の目的で、A方に侵入し、A方から現金を窃取した。その後、甲は、A方から出て、誰からも発見、追跡されることなく、自転車で約1キロメートル離れた公園に行き、そこで盗んだ現金を数えると、思ったより少なかったため、再度A方に盗みに入ることにした。

甲は、A方での上記窃取の約30分後にA方に到着し、A方の玄関扉を開けたところ、Aが帰宅しており、これに気付いた甲は、A方の扉を閉めて付近の駐車場まで逃げ出したが、Aに追跡されたため、逮捕を免れるため、ポケットからナイフを取り出し、これをAに向かって振り回した。甲には、事後強盗罪が成立する。

【問題 2】(配点：50 点)

乙は、鉄筋コンクリート造りの耐火性12階建マンションに設置されたエレベーターに放火しようとして、ライターで着火した灯油をしみ込ませた衣類を、当時人が現在しない、エレベーターの「かご」の中に投げ入れたが、同マンションの警備員に発見・消火されたため、エレベーターの「かご」の側壁の化粧鋼板の表面約1平方メートルを焼失させたに止まった。

乙の放火当時、同マンションの専用部分に50家族、約200名が居住していたが、乙の放火によって同マンション住人の居住する専用部分への延焼のおそれはなかった。

また、エレベーターの「かご」は、同マンションと一体となって設置されたエレベーター施設にボルト等によって取り付けられており、器具を用いれば、エレベーター施設から毀損することなく取り外すことが可能であった。

乙の罪責について論ぜよ。